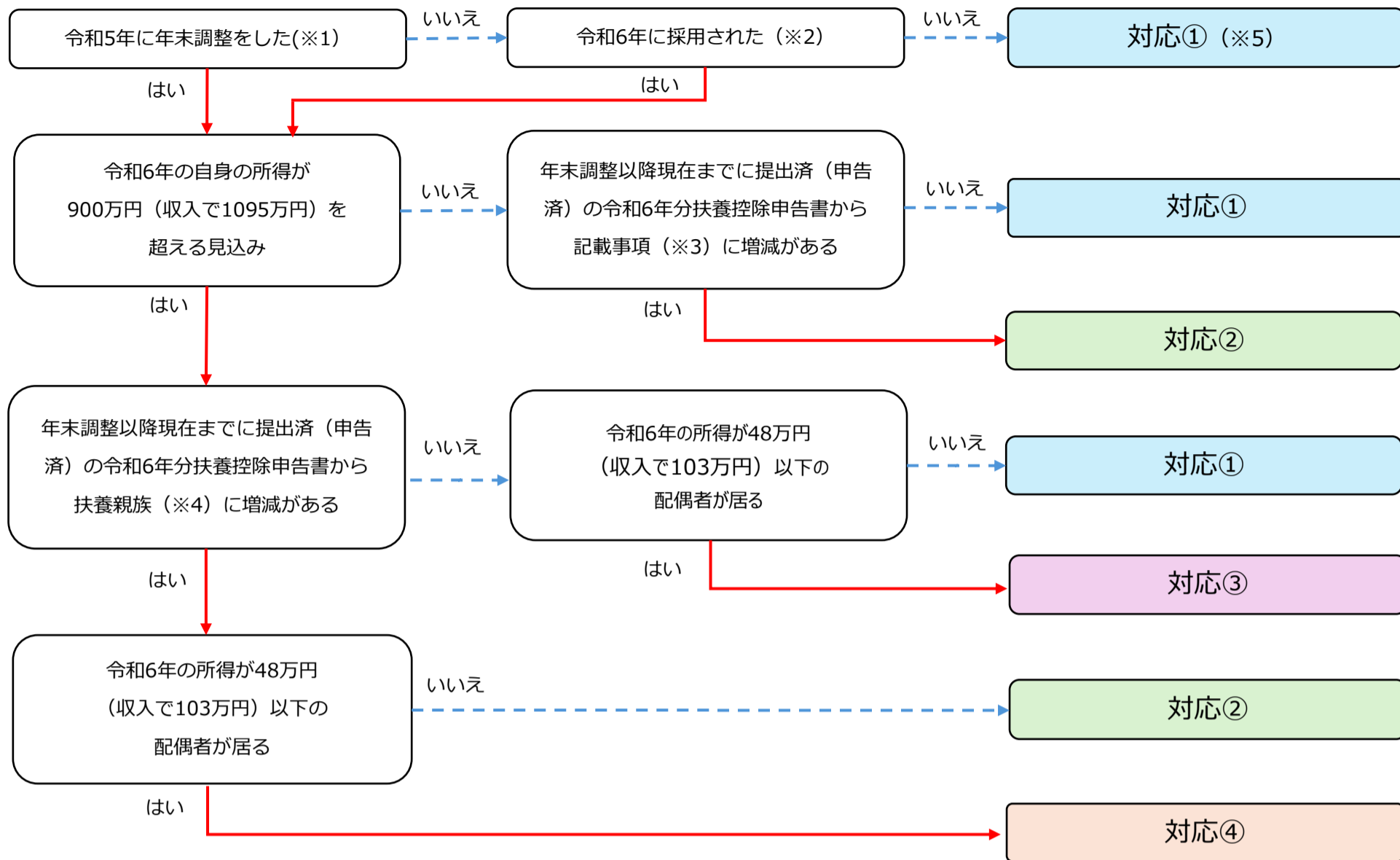


【別紙】定額減税対応フローチャート



- (※1) WEB申告、紙申告を問わず、令和6年分扶養控除申告書を提出(申告)している。
- (※2) 令和6年分扶養控除申告書を提出している。
- (※3) 源泉控除対象配偶者、控除対象扶養親族、16歳未満の扶養親族。
- (※4) 控除対象扶養親族、16歳未満の扶養親族。
- (※5) この場合で、本来提出すべき申告書を提出していない等の場合には必要に応じて扶養控除申告書等を提出してください。
(例：令和6年以降に育休復帰したが、その際に扶養控除申告書の提出を失念していた等)

- 対応①** → 提出する書類はありません(※5の場合を除く)
- 対応②** → 「扶養控除申告書」のみ提出します(最新の扶養情報を全員分記載してください)
- 対応③** → 「定額減税のための申告書」のみ提出します
- 対応④** → 「扶養控除申告書」と「定額減税のための申告書(配偶者部分)」を提出します

※扶養控除申告書は最新の扶養情報を全員分記載してください。

(参考資料：扶養控除申告書における扶養親族等の該当部分)

扶養控除申告書イメージ

- 「源泉控除対象配偶者」の該当部分
- 「控除対象扶養親族」の該当部分
- 「16歳未満の扶養親族」の該当部分